議案第４８号

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和８年１２月１日提出

愛西市長　日　永　貴　章

提案理由

この案を提出するのは、所得割の税率等を改定するため必要があるからである。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成１７年愛西市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の８．２２」を「１００分の８．８８」に改める。

第５条中「３万４，０００円」を「３万８，５００円」に改める。

第６条中「１００分の２．７０」を「１００分の２．９６」に改める。

第７条の２中「１万２，２００円」を「１万３，０００円」に改める。

第７条の３第１号中「７，９００円」を「８，２００円」に改め、同条第２号中「３，９５０円」を「４，１００円」に改め、同条第３号中「５，９２５円」を「６，１５０円」に改める。

第８条中「１００分の２．３２」を「１００分の２．５６」に改める。

第９条の２中「１万２，２００円」を「１万２，９００円」に改める。

第９条の３中「７，２００円」を「６，８００円」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「２万３，８００円」を「２万６，９５０円」に改め、同号ウ中「８，５４０円」を「９，１００円」に改め、同号エ（ア）中「５，５３０円」を「５，７４０円」に改め、同号エ（イ）中「２，７６５円」を「２，８７０円」に改め、同号エ（ウ）中「４，１４８円」を「４，３０５円」に改め、同号オ中「８，５４０円」を「９，０３０円」に改め、同号カ中「５，０４０円」を「４，７６０円」に改め、同項第２号ア中「１万７，０００円」を「１万９，２５０円」に改め、同号ウ中「６，１００円」を「６，５００円」に改め、同号エ（ア）中「３，９５０円」を「４，１００円」に改め、同号エ（イ）中「１，９７５円」を「２，０５０円」に改め、同号エ（ウ）中「２，９６３円」を「３，０７５円」に改め、同号オ中「６，１００円」を「６，４５０円」に改め、同号カ中「３，６００円」を「３，４００円」に改め、同項第３号ア中「６，８００円」を「７，７００円」に改め、同号ウ中「２，４４０円」を「２，６００円」に改め、同号エ（ア）中「１，５８０円」を「１，６４０円」に改め、同号エ（イ）中「７９０円」を「８２０円」に改め、同号エ（ウ）中「１，１８５円」を「１，２３０円」に改め、同号

オ中「２，４４０円」を「２，５８０円」に改め、同号カ中「１，４４０円」を「１，３６０円」に改め、同条第２項第１号ア中「５，１００円」を「５，７７５円」に改め、同号イ中「８，５００円」を「９，６２５円」に改め、同号ウ中「１万３，６００円」を「１万５，４００円」に改め、同号エ中「１万７，０００円」を「１万９，２５０円」に改め、同項第２号ア中「１，８３０円」を「１，９５０円」に改め、同号イ中「３，０５０円」を「３，２５０円」に改め、同号ウ中「４，８８０円」を「５，２００円」に改め、同号エ中「６，１００円」を「６，５００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、令和９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。